

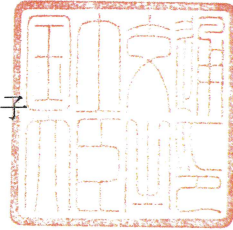


## 認 定 書

国住指第 296 号  
平成 14 年 5 月 7 日

日鐵ボルテン株式会社  
代表取締役 吉田 紘一 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

### 記

1. 認定番号  
MBLT-9020
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称  
高力TCボルトFR
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容  
別添の通り

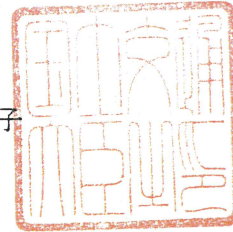


# 指 定 書

国住指第 296-2 号  
平成 14 年 5 月 7 日

日鐵ボルテン株式会社  
代表取締役 吉田 紘一 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2466 号第一第二号、第二第二号及び第三第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

## 記

### 1. 認定番号

MBLT-9020

### 2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

高力TCボルトFR

### 3. 指定する数値

(1) 基準張力	500 N/mm <sup>2</sup>	
(2) 引張接合部の引張りの許容応力度	長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度 310 N/mm <sup>2</sup>	短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度 長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度の数値の 1.5 倍とする。
(3) 材料強度の基準強度	900 N/mm <sup>2</sup>	